

京 都 大 学 国 際 教 育 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学国際教育委員会規程 (平成28年3月8日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) <u>教育担当の理事補</u> 若干名</p> <p>(4) <u>学生担当の理事補</u> 若干名</p> <p>(5) 総長が指名する理事補 若干名</p> <p>(6) 国際高等教育院、大学院教育支援機構及び学生総合支援機構の教授 各1名</p> <p>(7) 国際・共通教育推進部長</p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>学生担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) <u>担当理事を補佐する理事補</u> 若干名</p> <p>(4) <u>教育担当の理事を補佐する理事補</u> 若干名</p> <p>(5)]</p> <p>(6)]</p> <p>(7)] (同 左)</p> <p>(8)]</p> <p>2・3]</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年5月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成23年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(選考等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>教育担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年5月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成25年1月30日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(選考等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>教育担当の理事</u>は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知す</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知す</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る。 (後 略)</p> <p>京都大学における留学生コースを履修する外国人留学生に係る入学料の免除に関する規程 (平成27年6月26日総長裁定)</p> <p>(前 略) (選考等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>教育担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (後 略)</p>	<p>る。</p> <p>附 則 (令和5年5月総長裁定) この規程は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。</p> <p>附 則 (令和5年5月総長裁定) この規程は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>